

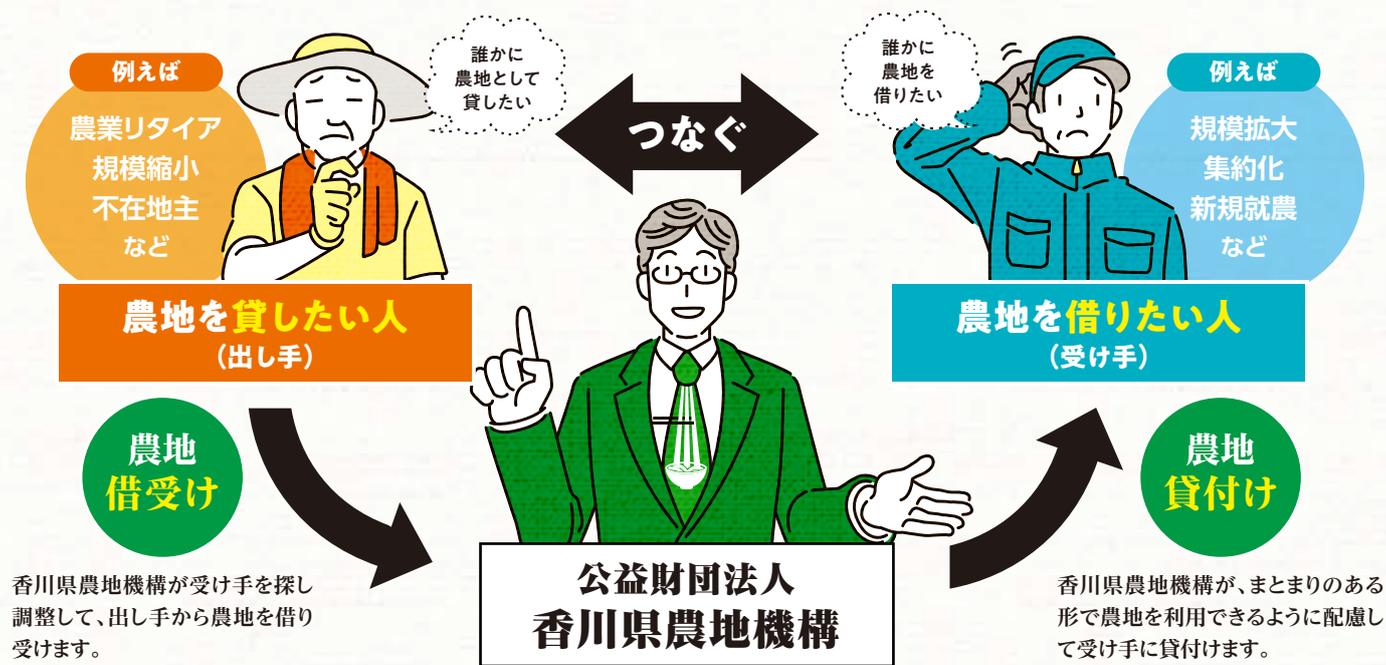
農地の貸借は公的機関 香川県農地機構にご相談ください!

農地機構の 農地貸借の 仕組み

香川県農地機構が、離農者や規模縮小農家等から農地を借り受け、経営規模の拡大を図る担い手や新規就農者等がまとまりある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けます。

※令和5年度以降は、制度改正により新たな仕組みの予定ですが、**令和7年3月31日**までは経過措置等による貸借の仕組みとなります。

農地貸借の仕組み



安心①

知事指定の
公的機関です

安心②

貸し手・借り手の
間で調整します

安心③

賃料を伴う場合、機構から
確実に振り込みます

令和5年度以降は地域計画(目標地図)の達成に向けた貸借となります。
地域によっては経過措置(~R7.3.31)の貸借となります。

地域の共通目標である地域計画(目標地図)の達成に向けて、農業委員会が中心となって、関係機関が連携して取組みを推進します。

農地機構は、地域計画達成のために、目標地図に基づき、受け手に再配分する機能を有し、農地の集積・集約化を推進します。

Q&A よくある質問と回答

Q1. どんな農地でも借り受けてもらえるん?

A. 農地機構が借り受ける農地は、
①農地として利用できること
②権利関係に問題がないこと
③受け手が見込める農地 などです。

Q2. 貸した農地はほんとにちゃんと戻ってくるん?

A. 期間満了後、**確実に出し手に戻ります。**
また、受け手との協議により継続して貸し付けることも可能です。



Q3. 契約は何年でもええん?

A. 契約期間は、**原則6年以上**としています。
ただし契約期間満了時に継続して貸し付けることを協議する場合は、3年以上としています。

Q4. 賃料はどうやって決めるん?

A. 地域の標準的な賃料を参考に、**出し手と受け手の了解のもとで賃料を設定**します。使用貸借も可。

Q5. 契約期間中、受け手が病気等で耕作できなくなったらどうするん?

A. 農地機構が市町や農業委員会等と連携して、**新たな受け手を探します。**

Q6. 共有地や相続未登記の農地は貸付けできるん?

A. 地権者の代表を決めていただき、**所有権の過半の同意があれば、最長20年間の借受けが可能**です。

Q7. 中途解約はしてもかまんの?

A. やむを得ない事由等で出し手と受け手の了解が得られれば**可能**です。ご相談ください。

お問い合わせは、

公益財団法人香川県農地機構

〒761-8078 香川県高松市仏生山町甲263番地1

☎087-816-3955 FAX 087-813-3737

または

農地が所在する市町

(農地集積専門員) まで

令和4年10月1日
事務所移転

(旧香川県土地改良事業団体
連合会中部支所2階)



市町問い合わせ先(宇多津町、琴平町以外は農地集積専門員が駐在しています)

市町名	駐在場所	電話番号	市町名	駐在場所	電話番号
東讃	高松市 農林水産課	087-839-2422	中讃	丸亀市 綾歌市民総合センター	0877-86-5516
	さぬき市 農業委員会事務局	087-894-9212		坂出市 農林水産課	0877-44-5012
	東かがわ市 農林水産課	0879-26-1310		善通寺市 農林課	0877-63-6412
	三木町 農林課	087-891-3308		宇多津町 地域整備課	0877-49-8012
西讃	観音寺市 農業委員会事務局	0875-23-3948		綾川町 経済課	087-876-5283
	三豊市 農業委員会事務局	0875-73-3046		琴平町 農政課	0877-75-6709
小豆	土庄町 農林水産課	0879-62-7007		多度津町 農業委員会事務局	0877-33-1113
	小豆島町 農林水産課	0879-82-7026		まんのう町 農林課	0877-73-0105